

令和5年2月24日提出

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則（令和3年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条」を「前条」に改める。

別表第1 碩台小の項中「11号」を「11-3号」に改め、「20号」を「21号」に改め、同表龍田小の項中「30番78号」を「30番75号」に改め、同表白山小の項中「35号」の次に「、37号」を加え、同表植木小の項中「232番地4」の次に「、8」を加える。

別表第2 白川中の項中「10番34号～35号」の次に「、37号」を加え、同表竜南中の項中「11号」を「11-3号」に改め、「20号」を「21号」に改め、同表龍田中の項中

「

龍田弓削2丁目	1番～3番、4番1号～10号、 5番～8番	
龍田陳内3丁目	26番22号、26番25号、28 番39号～41号	

」

を

「

龍田陳内 3 丁目	26 番 22 号、26 番 25 号、28 番 39 号～41 号	
龍田弓削 1 丁目	全域	
龍田弓削 2 丁目	1 番～3 番、4 番 1 号～10 号、5 番～8 番	

」

に、「30番78号」を「30番75号」に改め、同表五壺中の項中「232番地4」の次に「、8」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされた就学校の指定は、この規則による改正後の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされたものとみなす。

##### (提出理由)

熊本市立小中学校の通学区域の一部を改正するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則（令和3年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条及び第2条（略） （就学校の指定）</p> <p>第3条 熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施行令第5条の規定により保護者に入学期日を知るとともに、別表第1又は別表第2の定めるところにより、就学予定者の居住地の実態に基づき就学すべき学校を指定するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、市長から学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の転入、転居について通知があったときは、保護者に転入学期日を知るとともに、別表第1又は別表第2の定めるところにより、その児童生徒の就学すべき学校を指定するものとする。ただし、居住地の変更が同一通学区域内であるときは、この限りでない。</p> <p>（指定校の変更）</p> <p>第4条 保護者は、<u>前条</u>に規定する指定校以外の学校に入学又は転入学を希望する場合には、教育委員会に申立をし、指定校変更の許可を受けなければならない。</p> <p>第5条及び第6条（略） 附 則（略）</p> <p>別表第1（第2条関係） 小学校通学区域</p>	<p>第1条及び第2条（略） （就学校の指定）</p> <p>第3条 熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施行令第5条の規定により保護者に入学期日を知るとともに、別表第1又は別表第2の定めるところにより、就学予定者の居住地の実態に基づき就学すべき学校を指定するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、市長から学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の転入、転居について通知があったときは、保護者に転入学期日を知るとともに、別表第1又は別表第2の定めるところにより、その児童生徒の就学すべき学校を指定するものとする。ただし、居住地の変更が同一通学区域内であるときは、この限りでない。</p> <p>（指定校の変更）</p> <p>第4条 保護者は、<u>第3条</u>に規定する指定校以外の学校に入学又は転入学を希望する場合には、教育委員会に申立をし、指定校変更の許可を受けなければならない。</p> <p>第5条及び第6条（略） 附 則（略）</p> <p>別表第1（第2条関係） 小学校通学区域</p>	

小学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未実施区域)
碩台小	中央区	坪井4丁目	3番1号～ <b>11-3号</b> 、3番42号～54号、4番1号～2号、4番21号～27号、5番1号～4号、5番16号～ <b>21号</b>	
龍田小	北区	龍田4丁目	1番～28番、29番2号、29番6号、29番62号～92号、 <b>30番75号</b> ～85号	
白山小	中央区	九品寺5丁目	1番～9番、10番1号～21号、10番34号～35号、 <b>37号</b> 、11番、15番1号～14号	
植木小	北区	植木町岩野		198番地1、206番地11、208番地1～208番地3、232番地4、 <b>8</b> 、233番地1、

小学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未実施区域)
碩台小	中央区	坪井4丁目	3番1号～ <b>11号</b> 、3番42号～54号、4番1号～2号、4番21号～27号、5番1号～4号、5番16号～ <b>20号</b>	
龍田小	北区	龍田4丁目	1番～28番、29番2号、29番6号、29番62号～92号、 <b>30番78号</b> ～85号	
白山小	中央区	九品寺5丁目	1番～9番、10番1号～21号、10番34号～35号、 <u>号</u> 、11番、15番1号～14号	
植木小	北区	植木町岩野		198番地1、206番地11、208番地1～208番地3、232番地4、 <u>、</u> 233番地1、

			234番地、243番地3～243番地7、243番地9、266番地～266番地99、267番地～268番地99
(その余の小学校は省略)			

			234番地、243番地3～243番地7、243番地9、266番地～266番地99、267番地～268番地99
(その余の小学校は省略)			

別表第2 (第2条関係)

中学校通学区域

中学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未実施区域)	該当小学校名
白川中	中央区	(略)			白川小学校
		(略)			大江小学校
		(略)			白山小学校の一部
		九品寺5丁目	1番～9番、10番1号～21号、10番34号～35号、37号、11番、15番1号～14号		

別表第2 (第2条関係)

中学校通学区域

中学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未実施区域)	該当小学校名
白川中	中央区	(略)			白川小学校
		(略)			大江小学校
		(略)			白山小学校の一部
		九品寺5丁目	1番～9番、10番1号～21号、10番34号～35号、 <u>37号</u> 、11番、15番1号～14号		

竜南中	中央区	(略)		碩台小学 校	竜南中	中央区	(略)		碩台小学 校
		坪井4丁目	3番1号～11 -3号、3番4 2号～54号、 4番1号～2 号、4番21号 ～27号、5番 1号～4号、5 番16号～21 号					坪井4丁目	
龍田中	北区	龍田陳内3 丁目	26番22号、 26番25号、 28番39号～ 41号	龍田小学 校	龍田中	北区	【新設】	【新設】	龍田小学 校
		龍田弓削1 丁目	全城				【新設】	【新設】	
		龍田弓削2 丁目	1番～3番、 4番1号～10 号、5番～8 番						
		【削る】	【削る】						
		(略)					(略)		
龍田4丁目	1番～28 番、29番2		龍田4丁目	1番～28 番、29番2					

		号、29番6 号、29番62 号～92号、 <u>30番75号</u> ～ 85号		
		(略)		
		(略)	龍田西小 学校	
五霊中北 区	植木町岩野	198番地1、20 6番地11、208 番地1～208番 地3、232番地 4、 <u>8</u> 、233番 地1、234番 地、243番地3 ～243番地7、 243番地9、26 6番地～266番 地99、267番 地～268番地9 9	植木小学 校	
		(略)		
		(略)	山本小学 校	
		(略)	山東小学 校	
(その余の中学校は省略)				

		号、29番6 号、29番62 号～92号、 <u>30番78号</u> ～ 85号		
		(略)		
		(略)	龍田西小 学校	
五霊中北 区	植木町岩野	198番地1、20 6番地11、208 番地1～208番 地3、232番地 4、 <u>8</u> 、233番 地1、234番 地、243番地3 ～243番地7、 243番地9、26 6番地～266番 地99、267番 地～268番地9 9	植木小学 校	
		(略)		
		(略)	山本小学 校	
		(略)	山東小学 校	
(その余の中学校は省略)				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされた就学校の指定は、この規則による改正後の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされたものとみなす。